はしがき

世界中に混乱を巻き起こした新型コロナウィルスの感染拡大は、教育機関にも大きな影響をもたらした。2020年2月には、政府が全国の小中高校等に臨時休校を要請し、同年4月からは大学を中心とする全国の教育機関において広くオンライン授業が行われた。

すでにわが国は、情報通信技術を活用した教育のデジタル化 (ICT 教育) に対応するための著作権法改正を 2018 年 5 月 18 日に成立させていたが (平成 30 年法律第 30 号), この改正は、公布日 (同月 25 日) から 3 年内に施行するとされたまま (同改正法附則 1 条 2 号)、未施行となっていた。それが、新型コロナウィルス感染拡大の影響を受けて 2020 年 4 月 28 日に緊急施行され、これにより改正 35 条に基づいたオンライン授業が可能になったのである。

もっとも、著作権法 35 条については、現行法施行後 50 年たった現在でも裁判例が 1 件もなく、いまだに解釈の余地のある論点が多い。そのため、教育関係者・権利者・有識者で構成する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が「改正著作権法第 35 条運用指針」(ガイドライン)をとりまとめており、2020 年 12 月 24 日には 2021 年度版が公表されるに至っている。しかし、なおも関係者間には様々な意見があるものと推察され、また、現場ではガイドラインに書かれていない様々な事例が日々生じている中、判断に悩むことも多かろう。

本書は、そうした教育現場のための著作権ガイドである。

ただ、現場では著作権法 35 条のみならず他の条文も問題になり、また、教員のみならず生徒・学生、あるいは職員による様々な活動も問題になろう。さらに、特に大学においては教員・学生等による研究活動に関して、研究倫理の問題も生じ得よう。こうして本書は、教育現場および研究者が直面する様々な

問題を取り上げて、場面ごとに対処法をまとめたガイドブックを目指すことに なった。

各章の執筆を担当しているのは、すべて知的財産法を研究する大学教員である。教育の現場で普段から著作権法を研究教育し、また自ら著作権を有する著者でもある筆者たちがどのような見解を示すのかご注目いただきたい。その際、上記ガイドラインは、関係者間で一定の共通認識が得られたものとして参照されるが、それ自体に法的拘束力があるわけではなく、最終的な法解釈は裁判所に委ねられることになるため、本書がガイドラインと常に一致しているとは限らないことをご了解いただきたい。具体的な記載内容については各執筆者の見解であり、その所属組織はもちろん、有斐閣をはじめ出版社の見解を代表するものではないことを申し添えておく。

本書が世に出ることができたのは、有斐閣書籍編集部の藤本依子さんと荻野純茄さんのご尽力によるものである。本書の骨子は、2019年3月にお二人と共に私の研究室にやってきた企画書に、ほぼ完成していた。また本書は、様々な立場の方にご愛読いただくべく、一読して理解しやすいようなレイアウト上の工夫(例:判断基準となる記述部分を太字、具体的結論を網掛け)を施したり、巻末に各種情報やチャート等の資料をつけたりしているが、これらも編集者のアイディアによって生み出されたものである。早期の刊行が求められる中、ありがたいことに各章を担当された著者の先生方には短期間でお原稿をおまとめいただいた。編者がこれほどまでに楽をできた本も珍しいのではなかろうか。

そんな本書が、幅広い関係者に長く愛読されることを祈る。

緊急事態宣言が続く東京にて 2021年2月

上野 達弘

著者紹介

- 第1章 上野 達弘 (うえの たつひろ) 早稲田大学法学学術院教授
- 第2章 今村 哲也 (いまむら てつや) 明治大学情報コミュニケーション学部教授
- 第3章 山神 清和 (やまがみ きよかず) 東京都立大学法学部教授
- 第4章 横山 久芳 (よこやま ひさよし) 学習院大学法学部教授
- 第5章 谷川 和幸 (たにかわ かずゆき) 福岡大学法学部准教授
- 第6章 小島 立 (こじま りゅう) 九州大学大学院法学研究院教授

第1章 著作権のある著作物とは?	001
第1節 著作物とは	002
1 創作性 002 (1) 著作物=「創作性」のある表現(002)(2) 創作性のないもの(003)(3)性のあるもの(009)(4)研究倫理上の問題(013) 2 表現/アイディア 013	創作
(1) 著作物=創作性のある「表現」(014) (2) 「アイディア」=著作権保護 (014) (3) 研究倫理上の問題 (015)	なし
第 2 節 著作権のない著作物	016
 保護期間を経過した著作物 016 (1) 著作物の保護期間(=著作権の存続期間)(016)(2) 保護期間の算定① 時起算(017)(3) 保護期間の算定② 公表時起算(017)(4) 既に消滅した著は復活しない(018)(5) 戦時加算等(019) 	
2 公共の著作物 020	
第3節 フリー素材	021
1 フリー素材とは 021	
2 クリエイティブ・コモンズ (CC)・ライセンス 021	
3 フリー素材サイト 023	
(1) ウィキペディア(023)(2) 地図・空中写真等(024)(3) イラスト・画 BGM 等(024)	像・
第2章 教員による著作物利用と著作権	025
第1節 授業の過程における利用(35条)	026
1 概要 026	
(1) 学校その他の教育機関 (029) (2) 公表された著作物 (031) (3) 許され 為:複製,公衆送信,公の伝達 (035) (4) 主体:教育を担任する者,授業を受 者 (043) (5) 授業の過程における利用に供する目的 (045) (6) 必要性:必要 められる限度 (057) (7) 但書に当たらないこと:著作権者の利益を不当に害し (061)	と認 と認
2 義務等 076	
(1) 補償金支払義務 (076) (2) 出所明示義務 (079) (3) 同一性保持権 (080)	ı

第3章	学生・生徒による著作物利用と著作権	085
第1節	授業とは何か 08	6
1	概要 086	
2	部活動は授業か 086	
第2節	想定される「授業」以外の利用形態 08	8
1	概要 088	
2	依拠と侵害 089	
3	著作権 091	
	(1) 上演・演奏・上映(091) (2) 公衆送信(23条1項)・公衆伝達(23条2項 (092) (3) 口述(24条)・展示(25条)(094) (4) 頒布(26条)・譲渡(26条の2)・貸与(26条の3)(094) (5) 翻訳・翻案(27条)(二次的著作物の代成)(094) (6) リンク行為と著作権(096)	3
4	著作者人格権 099	
((1) 公表権 (099) (2) 氏名表示権 (099) (3) 同一性保持権 (100)	
	制限規定10	2
1	基本的な考え方 102	
	私的複製(30条) 102	
1	(1) 私的使用目的の意義(102)(2) BD・DVD のリッピング(105)(3) 自炊作行の利用(106)(4) 映画の盗撮(107)(5) 令和 2 年改正 侵害コンテンツのグウンロード違法化(108)(6) 図書館での生徒・学生による複製(30 条)と図書館職員による複製(31 条)(109)	ヺ
3	付随対象著作物の利用(30条の2) 111	
4	引用 (32条) 114	
5	非営利無料の上演等(38条1項) 114	
6	翻案等による利用(47条の6),複製権の制限により作成された複	製物
	の譲渡(47条の7),出所の明示(48条) 116	
7	複製物の目的外使用について(49条) 117	
第4節	利用許諾11	8
1	基本的な考え方 118	
2	制度的不備 118	
3	権利者の許諾方針が必ずしも著作権法の考え方と一致しない場合が	ある

	こと 119	
4	自称権利者の登場 121	
第5節	未成年者による著作権等侵害に関する親・学校の監督責任 … 122	
1	不法行為の一般原則 122	
2	責任無能力者の監督者の責任 122	
3	成年年齢の引き下げと大学の監督責任 123	
4	使用者の責任 123	
5	プロバイダ責任制限法について 124	
6	教育機関での注意喚起の手法と程度について 125	
第4章	学校による著作物利用と著作権	127
第1節	内部利用――私的複製に該当するか?128	
第2節	利用許諾129	
1	個別許諾と管理団体による許諾 129	
2	文献複写の許諾契約 131	
,	(1) 公益社団法人日本複製権センター(JRRC)(131)(2) 一般社団法人学術著作権協会(JAC)(132)(3) 出版者著作権管理機構(JCOPY)(133)	
第3節	行事利用	
第4節	ウェブサイトにおける利用 143	
第5節	入試問題における利用 145	
1	入試問題の作成 145	
2	過去問の利用 153	
第5章	研究・論文における著作物利用と著作権	157
第1節	引用目的の利用(32 条)158	

(1) 明瞭区別性 (166) (2) 主従関係 (168) (3) 公表された著作物であること (173) (4) 公正な慣行に合致すること (174) (5) 引用の目的上正当な範囲内で行われること (175) (6) 出所明示義務 (177) (7) 改変の禁止 (178) (8) その他

vi

1 引用とは 158

(180)

2 適法に引用するための諸要件 166

3	国等の資料の転載(32条2項) 181	
第2節	著作者の認定(2条1項2号)	182
1	著作者とは 182	
2	共同著作物 186	
3	共同著作物の二次利用 187	
第3節	著作権の譲渡・ライセンス	189
1	著作権の譲渡 189	
2	利用許諾 191	
3	出版権·電子出版権 192	
第4節	研究不正行為(研究倫理)	193
*** 0 ***	W. I II (ds ## 17. lfe #1 - fe	
第6章	学生・生徒への著作権教育	19
第1節	はじめに	198
第2節	「著作権教育」が求められている背景事情	198
1	「著作権教育」の重要性の高まり 199	
2	初中等教育における「著作権教育」の位置づけ 200	
3	いわゆる「知財教育」および「知財創造教育」との関係 202	
4	いわゆる「法教育」などとの関係 204	
第3節	「著作権教育」の現状と課題について	205
1	著作権教育で用いられている教材の具体例 205	
2	これまでの「著作権教育」の教材からみえてくること 208	
第4節	現在の「著作権教育」を乗り越える手がかりは存在しない	10)
	か?	210
第5節	「著作権教育」を行ううえでの基本的視座はいかにあるべきか	,
		212
1	著作権が社会において果たしている役割 212	
(1) 著作物を世の中に送り出す過程で著作者と媒介者の交渉を促進する(212)2) 著作物が世の中に送り出された後の著作者と媒介者の間の力関係への影響(23) いわゆる「模倣品」への対策(215)	213)
2	著作権に関係するアクターの間の利害調整 216	

- 3 著作権について検討する際に必要とされる観点 217
 - (1) 文化的表現に関係する「業界」や「コミュニティ」における「慣習」や「規範」 (217) (2) 著作物を社会に伝達して正当な評価を獲得し、それを通じて社会との関係性を構築する営みとの関係(219) (3) 著作権教育に「パトロナージ」や「ファイナンス」の視点を導入する可能性(220) (4) 「多様性」と「包摂性」を兼ね備えた著作権制度のあり方(223)

簡易検討フローチャート 225

巻末資料 228

リンク集 228

著作権法(抜粋) 230

事項索引 242

Q一覧

第1章 著作権のある著作物とは?

- Q1. そもそも、著作権というのはどのようなものにあるのか。例えば、統計上の数値やグラフ・図表にも、著作権はあるのか。… 002
- O2. 他人の独創的な理論や学説を盗むことも著作権の侵害になるのか。… 013
- Q3. 古い絵画や音楽などは、著作権が消滅しているというが、どのように判断すればよいのか。… 016
- Q4. 創作性のある表現であれば、全て著作権の対象になるのか。国が発する通達文や判例 集などにも著作権はあるのか。… 020
- Q5. 著作権のある著作物であっても、フリー素材を用いることは法律上問題がないのか。 … 021

第2章 教員による著作物利用と著作権

- Q6. 営利目的の会社や個人経営の教育施設, 専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾, カルチャーセンター, 企業や団体等の研修施設は, 35条の教育機関に該当するか。… 029
- Q7. 構造改革特別区域法に基づく学校設置会社により設置された学校(株式会社立学校: 株立学校)は、35条の教育機関に該当するか。… 030
- Q8. 保育所、認定こども園、学童保育も、幼稚園と同じように、35 条の教育機関に該当す

るか。… 030

- Q9. 過去に行われた授業における学生のレポートの中から、優れた内容のものを選び、匿名にしたうえで、別の年度の授業における資料として配布することは認められるであろうか。… 031
- Q10. 授業を担当する教員が、プロのダンサーによるダンスの実演を録画した録画物や、プロの歌手の歌唱の実演を自ら録音した録音物を、許諾を得ずに授業の過程で利用することはできるか。… 033
- Q11. 35 条が適用される複製には、どのような態様の行為が含まれるか。… 035
- Q12. 各学校における教育用イントラネットにおける送信は、公衆送信に該当するか。 … 036
- Q13. 大学の教員が、その担当する授業を履修する個別の学生に対して、授業で解説する新聞記事をメールに添付して送付することは、公衆送信に該当するか。… 038
- Q14.「同時双方向型の遠隔授業」(配信側〔授業を行う教員)と、受信側〔授業を受ける生徒)を ICT で繋いで行う授業)やオンデマンド授業は無許諾・有償であるのに対して、「遠隔合同授業」(双方の教室に教員と生徒がいる状態で、両教室を ICT で繋いで行う授業) は無許諾・無償である。同じ公衆送信であるにもかかわらず、権利制限のタイプが異なるのはなぜか。… 040
- Q15. 教員が、対面式の授業において、授業に関連する動画共有サイトの動画をスクリーン に映し出して見せることは、著作権を侵害しないか。
 - リアルタイム配信型のオンライン授業において、教員が授業に関連する動画共有サイトの映像を見せたり、音楽を聴かせたりすることは、著作権を侵害しないか。… 041
- Q16. 教育機関と雇用関係にない学外の者をゲストとして招いて、特別講義や実習・実演を 行うときに、そのゲスト講師が、授業に必要となる教材を複製して配布する場合、その 教材に含まれる著作物の著作権者の許諾が必要か。

複製や公衆送信のための作業は常に授業を担当する教員自身が行わなければならないか。… 043

- Q17. 大学の演習 (ゼミナール) で、 履修登録はしていないが、 事実上、 聴講生として参加 している学生がいる場合、 「授業を受ける者」 に該当するか。 … 044
- Q18. 小学校の教員が、学校行事の遠足の際に用いるために、市販のガイドブックから訪問場所の説明が掲載されている記事の部分のみをコピーして、クラスの生徒全員に配布することは、著作権者の許諾がなくてもできるか。… 045
- Q19. 大学が社会連携の一貫で主催する公開講座において、その講座を担当する講師が、講座の内容に関係する出版物の小部分を著作権者の許諾を得ずにコピーして、配布して利用することができるか。… 047
- Q20. 教員が、担当する授業で学生に映像資料を上映して見せるために、地上波デジタル放送の全番組を学校のハードディスクレコーダーで録画して、ライブラリーを作成しておくことは、著作権者の許諾がなくてもできるか。… 049
- Q21. 当初は、教員自身が個人的に視聴する目的で、公害問題を扱ったテレビ番組を録画したが、後になって、大学で自ら担当する環境政策の授業でも上映したいと考えるに至っ

- た。この場合、著作権者の許諾を得なくても、録画した当該テレビ番組を授業で上映することはできるか。… 050
- Q22. 教員間や教育機関間で他人の著作物を含む教材の原本を複製して配布したり、ファイルを電子メールで送信したり、クラウド・サーバーにアップロードする等して共有することは、著作権者の許諾なくできるか。… 051
- Q23. 授業担当教員が授業で直接利用するために作成した教材の原本(紙媒体や USB メモリ等の方式で保存されている)がある場合に、その原本自体を、同僚の教員に渡して授業で利用させたり、借り受けた同僚の教員が自らの授業で利用するために複製することは、著作権者の許諾なくできるか。… 052
- Q24. 大学で授業を担当する教員が、教室での授業時間内には使用しないものの、事前また は事後学習の際に利用するものとして、授業の内容に関係する新聞記事を複製して学生 に配布したり、スキャンしたデータを LMS にアップロードしたりすることは、著作権者 の許諾なくできるか。… 054
- Q25. 授業の過程で利用するために LMS 上にアップロードした教材は、いつまでその授業を履修する学生に対して閲覧可能な状態にしておくことができるか。… 055
- Q26. 学校で授業を担当した教員が、次年度に自分が担当する授業で利用することを目的に、 当該教員のみがアクセスできるクラウド上のサーバーに、他人の著作物が含まれる教材 を複製して保存しておく場合、著作権者の許諾は必要か。… 056
- Q27. 初中等教育の全学年を対象とした授業や大学の講義において、授業に参加している生徒や学生が300名ほどいる場合、著作物を300部複製し、あるいは300名を対象として授業目的での公衆送信をすることは、必要と認められる限度といえるか。…057
- Q28. 授業で利用する教材の中で、授業の内容理解をより高めるための演出として、他人の著作物であるイラストを複製して掲載することは、必要と認められる限度に該当するか。 ... 059
- Q29. 小学校の教員が、市販の問題集やドリルを、児童の購入の有無にかかわらず、学校で購入した 1 冊の中から、授業のたびに複製して児童に配布することは、著作権者の許諾を得ないで行うことができるか。… 061
- Q30. 授業を担当する教員は、その授業の過程において、授業に関連する著作物の全部について複製、公衆送信、あるいは公の伝達を行って、学生に利用させることはできるか。 … 062
- Q31. 授業の過程において公衆送信を行う場合に、受信者の人数に限定はあるか。… 065
- Q32. 複製や公衆送信の態様が市販の商品や既存のサービスと競合するような方法で行われる場合、著作権者の利益を不当に害することになるか。… 066
- Q33. 大学の教員が、大学が機関としてデータベース提供会社との間で契約し、学内のサイトから利用可能な状態となっている電子データベースにアクセスして、授業に関連する 資料をダウンロードして保存したうえで、オンライン授業で利用するために LMS にアップロードすることは、著作権者の許諾なくできるか。… 068
- Q34. 教員が授業のたびに、授業に関連する資料として、同一の新聞・雑誌などのコラム、連載記事を、LMS を通して継続的に公衆送信することは、著作権者の許諾なく行えるか。

... 069

Q35. 映画やレコードを、授業の過程で利用するために公衆送信することはできるか。コピーガードやアクセスガードがある場合はどうか。

教員が電子書籍サービスを利用している場合,授業の過程で利用する部分について,スクリーンショットにより画面を複製し、授業を受ける学生に公衆送信する場合はどうか。… 070

- Q36. 動画共有サイトにおいて違法にアップロードされている動画や音楽コンテンツを授業 の過程で利用することは、適法に行うことができるか。
 - このようなサイトのリンク情報(URLアドレス)を紹介することはどうか。… 072
- Q37. 教員が授業に関連する放送番組(テレビやラジオ)を録画・録音し、授業に関連する 該当部分を LMS にアップロードして学生に公衆送信することはできるか。… 074
- Q38. 冊子版のイラスト・画像集において「複製、無断使用禁止」と記載されている場合や、インターネットで公開されているイラスト・画像について同様の記載がある場合、授業においてその利用が必要な場合に、許諾を得なくても利用することができるか。… 075
- Q39. 授業目的公衆送信を行う場合、授業を担当する教員個人が授業目的公衆送信補償金(以下,「補償金」とする)の支払いをするのか。各教育機関の判断として、個別に著作物の利用契約を行うことで、補償金を支払わずに個別の契約による対価のみを支払うことができるか。… 076
- Q40. 教育機関の設置者は、補償金を個別の権利者に支払う必要があるか。 個別の権利者は補償金を受ける権利を自ら行使できるか。… 078
- Q41.35条の適用を受けて著作物の利用ができる場合, 出典を明示する必要があるか。 …079
- Q42.35条の適用を受けて適法に複製や公衆送信ができる場合、その利用に伴って表現の 改変まで行うことも適法となるか。…080
- Q43. 国語の授業を担当する教員が教科書に掲載されている小説の文章を用いた定期テストを作成し、生徒の人数分複製して利用する場合、著作権者の許諾が必要か。… 082

第3章 学生・生徒による著作物利用と著作権

- Q44. 小学校の合唱クラブの生徒たちが、合唱コンクールに出場するための練習を予定している。練習にあたっては、課題曲の楽譜が参加者分必要なので、それを教師がコピーして配布する。このような合唱クラブの練習は35条にいう授業に該当するか。…086
- Q45. 小学校の国語の授業で、俳句を学ぶ時間があり、俳句を作成するためのルールを教師が示した後、20分の時間を取って指定の季語を用いて生徒達に実際に俳句を詠ませたところ、生徒甲と生徒乙の俳句がほぼ同一となった。この場合、甲、乙のいずれが著作権を侵害したことになるのか。… 089
- Q46. 著作権法の支分権には、上演権、演奏権、上映権と呼ばれるものがあるが、これらの 違いはどこにあるのか。… 091
- Q47. 学生が、昨日放送されたばかりの人気ドラマを、YouTube 上にアップロードして、

- 不特定多数から閲覧できる状態で公開している。また、YouTube で用いられるアカウントのアイコンには、人気アニメのキャラクターをそのまま縮小して用いている。これらの行為は著作権法上、禁止されるのか。 \cdots 092
- Q48. 学生 A が、自らのブログに書いた記事において、動画配信サイトで配信されている動画 α をインラインリンクで埋め込んで表示させている。ところで、動画 α は著作権者以外の者 B が、著作権者 C の許諾を得ることなくアップロードしたものであった。この学生の行為は著作権法上どのような責任を負うか。… 096
- Q49. 学生が、違法にネット上にアップロードされた動画へのリンクを Twitter でシェアしたり、違法に公衆送信されている複数の動画へのリンクをまとめたサイトを運営したりしているようである。アップロード行為自体は、第三者が行っている場合には、著作権法ト問題はないと考えてよいか。… 098
- Q50. 学生 A が、ネットで無料公開されている猫の写真 α を、Twitter に当該写真データをアップロードする形で、ツイートした。A は猫の写真の著作者 B の許諾を得ていない。その後、C が A のツイートをリツイートした。 α には B の著作権表示が右下に埋め込まれていたが、Twitter の仕様によりツイート、リツイートされたタイムラインに並ぶ段階では自動的なトリミングが行われるため表示されず、具体的に当該画像をクリックして初めて表示されるようになっていた。C の行為は著作者人格権の侵害となるか。… 099
- Q51. 大学の演劇部に所属している学生達が、自分達で台本を作れないので、ネットで公開されている台本をダウンロードし、各部員に配布して練習をしている。このような趣味で行っている行為は、著作権法でいう私的複製であり、著作権者の許諾なく行うことができるか。… 102
- Q52. レンタルされた DVD や BD を、生徒達が返却後も自分で見たいと考えて、いわゆる リッピング行為を行っている。まさに自分で見るための複製の作成であるので、著作権 法で許される私的複製に当たり、著作権法上適法に行えると考えてよいか。… 105
- Q53. 自宅に大量に書籍を保有する生徒がいわゆる自炊代行業者に依頼して、書籍を複製している。できあがったスキャンデータは、その生徒の私的使用目的に限定されるならば、著作権法上許されるか。… 106
- Q54. 映画館で上映されている映画を学生が、スマートフォンの動画撮影機能で、全て録画している。生徒曰く、あとでその映画を自宅で再度楽しむために録画しているのだから、問題ないと主張している。これは放置していてよいものか。… 107
- Q55. 令和 2 年の著作権法改正においては、いわゆるダウンロード違法化の対象が拡大されたと聞く。新しい制度を生徒にどのように説明するべきか。… 108
- Q56. 自分の趣味のために使用する資料として、書籍の一部を図書館のコインコピーで複写しようとしたところ、短い文章にもかかわらず、その半分しか複写が許されなかった。 図書館がそのように複写を禁止する根拠は何か。… 109
- Q57. 写真の投稿を中心とした Instagram と呼ばれる SNS において、学生が様々な写真を 撮影し、アップロードしている。それらの写真には、主要被写体以外に他人の著作物が 写り込んでいることがあるが、問題はないか。… 111
- Q58. 我が校のインターアクト部では、コロナ禍で職を失った方々に対する支援のためのチ

ャリティーコンサートを計画している。このチャリティーコンサートは、学校の講堂を舞台として行うが、三密回避のため、学外へのライブ配信も計画している。コンサートではなるべく支援金を多く得るため、プロの演奏者は無報酬での参加を約束してくれている。このようなチャリティーコンサートにおける楽曲の使用(演奏)は38条1項の適用があるため、著作権者の許諾なく行ってよいと考えているが、このような認識でよいか。…114

- Q59. 自分で見るために録画した映画を大学の友達と一緒に見たいが、どのような点に注意 すればよいか。… 117
- Q60. 中学校の教員が、自分の担任をしているクラスの男子生徒が、休み時間中に、昨晩放送されていた人気テレビドラマを、動画共有サイトに繰り返しアップロードしていることを知りつつ、これを放置していると、どのような責任に問われるか。… 122

第4章 学校による著作物利用と著作権

- Q61. 学校の職員会議で使用するために著作物を複製する行為は、私的複製(30条1項) に該当し、著作権者の許諾は不要となるか。… 128
- O62. 学校が著作物を利用する場合、具体的にどのような手続が必要となるか。… 129
- Q63. 運動会で楽曲を BGM として校内放送で流す場合、著作権者の許諾が必要か。… 135
- Q64. 運動会で生徒が歌唱・演奏する音楽の歌詞や楽譜をプログラムに複製し、多数の生徒 や保護者に配布する場合、著作権者の許諾が必要か。… 136
- Q65. 運動会や文化祭で生徒が著作物を実演する様子を録音・録画し、その複製物を生徒に配布したり、自校のウェブサイト上で動画として配信したりする場合、著作権者の許諾が必要か。… 138
- Q66. 文化祭で既存の小説をもとに脚本を作成して演劇を上演する場合、著作権者の許諾は 必要か。… 138
- Q67. 高校の文化祭でクラスの出し物の宣伝を行うために、アニメのキャラクターを使った 看板やポスターを制作する場合、著作権者の許諾が必要か。… 140
- Q68. オープンキャンパスの模擬講義において、著作物をスクリーンに投影しながらその内容を解説する場合、著作権者の許諾が必要か。… 142
- Q69. 新聞・雑誌等に掲載された自校の紹介記事をウェブサイトに掲載する場合、著作権者 の許諾が必要となるか。… 143
- Q70. 生徒が図工の時間に作成した版画がよくできているので、自校のウェブサイトに掲載 したいが、生徒の許諾が必要か。… 144
- Q71. 外部の業者に製作を委託した自校のウェブサイトについて、デザインを改良したり、 業者の制作にかかるコンテンツ(写真・イラスト等)を自校の広報資料に使用したりす る場合に、業者の許諾が必要か。… 144
- Q72. 大学が国語の入試問題を作成するために、小説の一部を複製する場合、著作権者の許諾が必要か。… 145
- Q73. 試験問題として著作物を利用する場合に、出所の明示は必要か。… 147

- Q74. 入試問題の作成にあたって、著作物を改変することは認められるか。… 148
- Q75. 入試問題において、著作物を要約して利用することは可能か。··· 150
- Q76. 学校が試験問題の作成を外部の教育事業者に委託した場合も、著作権法 36 条 1 項の 適用はあるか。… 152
- Q77. 学校が著作物を利用して作成した入試問題の過去問を、自校の受験希望者のために、コピーして配布したり、自校のウェブサイトに掲載する場合、著作権者の許諾は必要か。 … 153
- Q78. 入試の過去問の残部を受験希望者に配布する場合. 許諾は必要か。… 154
- Q79. 教材出版社から自校の過去の入試問題を市販の学習参考書に利用したいとの照会を受けた場合、無条件で許諾してよいか。… 155

第5章 研究・論文における著作物利用と著作権

- Q80. 引用とは何か。引用の規定が教員の活動とどのように関わるか。… 158
- O81. どのような要件を満たせば、適法な引用と認められるか。… 159
- Q82. 引用が適法と認められるためには、非営利での利用でなければならないか。… 163
- Q83. 引用をするためには事前に著作権者に許諾を得る必要があるか。利用したことの事後 的な通知や、補償金の支払いは必要か。… 164
- Q84. 引用して利用できるのは、出版物の場合だけか。その出版物をインターネットで公開 することはできるか。ホームページで引用をすることはできるか。… 164
- Q85. 引用(32条)の規定と、35条や38条などとの関係はどのように理解すればよいか。 教育の場面で引用をすることはできるのか。…165
- **Q86.** 明瞭区別性とは何か。明瞭区別性が認められるまたは認められない具体的な事例を示してほしい。… 166
- Q87. 主従関係とは何か。主従関係をどのような観点から判断すればよいか。… 168
- Q88. 引用の目的は「報道, 批評, 研究」に限定されるのか。引用の目的がなぜ主従関係の 判断に影響するのか。… 169
- O89. 分量についてはどのように考えればいいか。… 171
- Q90. 採録の方法・態様がなぜ主従関係の判断に影響するのか。論文執筆の際に気をつけるべきことは何か。… 172
- Q91. 未公表著作物の引用はできないのか。… 173
- Q92. 公正な慣行とは何か。明瞭区別性と主従関係が認められるにもかかわらず、その引用が公正な慣行に合致しないのはどのような場合か。… 174
- Q93. 正当な範囲内とは何か。明瞭区別性と主従関係が認められるにもかかわらず、その引用が正当な範囲内でないのはどのような場合か。… 175
- Q94. 被写体について言及する目的で,第三者の撮影した写真を引用することはできるか。 … 176
- Q95. 出所(出典) はどのように表示すればよいか。… 177
- Q96. 引用に際して、対象の著作物を改変することはできるか。例えば旧仮名遣いで書かれ

ている文章を現代仮名遣いに直して引用してよいか。重要な部分に傍点を付したり、一部を省略したりすることもできるか。外国語の文章を日本語に翻訳して引用するのはどうか。… 178

- Q97. インターネット上でたまたま発見した写真を引用したい。おそらく著作権を侵害してアップロードされた写真だと思われるが、このようなものを引用することは違法ダウンロード規制との関係で問題はないか。… 180
- Q98. 国が公表する広報資料や調査統計資料、報告書などはどの範囲で転載できるか。 … 181
- Q99. 著作物について著作権を持つのは誰か。例えば芸能人の名義で出版された自伝が実は ゴーストライターによって執筆されていた場合に、著作権を持つのはどちらになるのか。 … 182
- Q100. 教員・学生・生徒が作成した研究論文について著作権を持つのは誰か。… 183
- Q101. 教育現場に職務著作制度が適用されるのはどのような場合か。… 184
- Q102. 複数人で共同執筆した研究論文の著作権は誰に帰属するか。… 186
- Q103. AとBが共同執筆した研究論文について、インターネット公開や外国語への翻訳出版といった二次利用を行いたい。AまたはBが単独で実行してよいか。第三者Cから、Cが出版予定の本にこの研究論文の図表を転載したいので許可してほしいという依頼がAのもとに届いた場合、AはBに相談せず単独で許可の返事をしてよいか。… 187
- Q104. 著作権は他人に譲渡することができるか。譲渡するためにはどのような手続が必要か。… 189
- Q105. 論文の著作権を学会に譲渡した場合に注意すべきことは何か。… 190
- Q106. 利用許諾とは何か。… 191
- Q107. 出版権や電子出版権とは何か。利用許諾とは何が違うのか。… 192
- Q108. 研究不正行為とは何か。著作権侵害とは異なるのか。… 193
- Q109. 捏造とは何か。… 194
- Q110. 改ざんとは何か。… 195
- Q111. 盗用とは何か。著作権侵害とはどのように異なるか。… 195

第6章 学生・生徒への著作権教育

Themel. 教育現場において、どのように「著作権教育」を行えばよいのだろうか。その際に気をつけるべきことは何だろうか。… 198

Theme2.「著作権教育」が求められている背景事情は何だろうか。… 198

Theme3.「著作権教育」の中で用いられている教材の観察と分析を行いながら、「著作権教育」の現状と課題について考えてみよう。… 205

Theme4. これまでの「著作権教育」の課題を乗り越える手がかりを与えてくれるモデルは存在しないのだろうか。… 210



著作権のある 著作物とは?

われわれの身の回りには、文章、写真、図表、映像、音楽といったコンテンツが多数あるが、その全てに著作権があるわけではない。著作権が存在するコンテンツを利用する場合は、著作権侵害にならないように留意する必要があるが、著作権が存在しないコンテンツは著作権を気にせず自由に利用できる。したがって、著作権があるかないかは大きな問題である。本章では、著作権のある著作物とはどのようなものか、そして、著作権があっても基本的に自由利用できる「フリー素材」について解説する。

〈上野達弘〉

第1節 著作物とは

1 創作性

著作権は、「創作性」のある表現に認められるものである。事実やデータは、創作性のある表現ではないため、それ自体には著作権がない。また、事実やデータをもとに作成したグラフ・図表も、一般的な手法で表現したに過ぎないものは、創作性が認められないことが多い。

解説

(1) 著作物=「創作性」のある表現

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている(2条1項1号)。したがって、創作性のある表現は著作物として保護されるが、創作性のない表現は著作物として保護されない。

著作権法上の「創作性」とは、独創性というような高いレベルは必要なく、 著作者の「個性」が何らかの形であらわれていればよい。そのため、プロの作 家が創作した作品のみならず、素人が作った詩や子供が描いた絵でも、その人 なりの個性があらわれていると考えられるため、創作性は認められる。

これに対して、ある表現を行おうとすれば、誰がやっても同じようなものにならざるをえない「ありふれた表現」は、個性があらわれているとはいえず、

創作性が認められない。

(2) 創作性のないもの

では、具体的に、創作性のない表現とはどのようなものか。以下では、教育・研究の場面に関わりのありそうな具体的事例を通じて、創作性のない表現を紹介しよう。

① 客観的事実・データ

まず、客観的な事実やデータそれ自体(例:フランス革命=1789年、東京スカイツリーの高さ=634メートル)は、そもそも人が作り出したものではなく、創作性は認められないため、著作物として保護されない。たとえ、その事実を発見したり確定したりするために多大な費用や労力、あるいは、独創的な研究を要した場合でも、事実やデータは人が作り出したものでない以上、創作性がないという結論に変わりはない。

② 短文・定義

また、客観的な事実やデータをもとに表現した文章であっても、それが非常に短くシンプルなもの(例:「フランス革命が勃発したのは1789年である。」「東京スカイツリーの高さは634メートルである。」)であれば、誰がやっても同じような表現にならざるをえないため、作者の個性があらわれているとはいえず、創作性は認められない。同様に、ある言葉の意味をごく短い文章で表現した「定義」についても、同じ内容を表現しようとすれば誰がやっても同じような表現にならざるをえない場合は、作者の個性があらわれているとはいえず、創作性は認められない。

▶裁判例 ある研究者が作成した「城」の定義――「城とは人によって住居・軍事・政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防御的構築物をいう」――の著作物性が問題になった事件がある。裁判所は、「原告の学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はな」いとして、この定義は創作性が認められないとした〔「日本の城の基礎知識」事件*1〕。



教員による 著作物利用と著作権

著作権のある著作物は、たとえ教育目的での利用であっても 著作権者の許諾がなければ利用できないのが原則である。しか し、例外的に教育機関の授業における利用が許される場合があ る。それはどのような場合か。

〈今村哲也〉



学生・生徒による 著作物利用と著作権

教育機関における著作物の利用の中心は「授業」といえるであろうが、教職員・生徒・学生が著作物を利用する局面はそれだけに限られない。本章では、「授業」以外の利用についての考え方を説明する。後述するように、授業以外の利用であっても学生・生徒の利用にかかる問題が発生すると監督責任者(とりわけ教育機関)の責任が問われることになるので、注意が必要である。

具体的に生徒・学生にどのように指導するかについては第6章 (学生・生徒への著作権教育)をあわせて読んで欲しい。

〈山神清和〉



学校による 著作物利用と著作権

学校では、授業以外にも、学内行事やウェブサイトの運営、 入試の作問等の様々な場面で著作物が利用されている。そうした利用行為の中には、著作権者の許諾なく行うことができるものとそうでないものとが存在する。本章では、学校による著作物の利用に伴って生じる著作権法上の問題を利用の場面に応じて説明していくことにする。

〈横山久芳〉



研究・論文における 著作物利用と著作権

本章では、研究活動や論文執筆において生じる問題について解説する。他人の著作権を侵害しないようにするために守るべき「引用」のルールのほか、執筆した論文の著作権が誰に帰属し、公表に際してどのような注意が必要になるかといった点、さらには法的な問題に限らない研究倫理についても取り扱う。

〈谷川和幸〉



学生・生徒への 著作権教育

本章では、学生・生徒に「著作権教育」を行う際に、どのような点に留意すべきなのかということについて検討する。本章の「著作権教育」が指し示す対象は、主に初中等教育段階における著作権についての教育活動や普及啓蒙活動である。

特に義務教育では、先人の業績を参照し消化する過程で模倣を伴うことも多いため、過度に模倣の禁止を説くことも望ましくない。現代社会で著作権が果たす機能を分かりやすく説明することが、著作権についての「納得感」を得るうえで重要ではないかと思われる。

〈小島 立〉

事項索引

あ	音楽 ······ 018, 042, 070, 130~132, 135, 137
アイコン092	オンデマンド授業 040, 065, 185
アイディア	オンライン授業 040, 042, 065, 068, 070
アニメキャラクター → キャラクター	
ありふれた表現 002	יל
アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・031	絵画063, 067, 113, 131~133
依拠	海外著作物
違法アップロード/ダウンロード	改ざん195
	改正著作権法第35条運用指針 → 運用
イラスト 024, 059, 063, 075, 104	指針
Instagram 111	外部委託 084, 141, 144, 152
インターネット上での送信 → 公衆送信	改変 081, 100, 140, 141, 148, 151, 178
引用	学習指導要領200, 201
引用の目的 170	学説
インラインリンク096	楽譜062, 086, 136
写り込み/写し込み112	過去問 153, 155
運動会 135	の残部配布 154
運用指針 ・・・・・ 028, 029, 043~045, 050, 055,	歌詞136
058, 061, 064, 065, 068, 071	歌唱 033
絵 → 絵画	画像 075, 081
映画 017, 060, 070, 107, 117, 132	学会誌 064, 132, 189
映像の上映042, 049	学級活動046
SNS 098, 101, 111, 124	学校行事 (初等中等教育) 046, 135
LMS (Learning Managing System)	学校のウェブサイト (ホームページ)
遠隔合同授業 040	合唱 086, 136
演劇 103, 138	鑑賞目的 173
の録画 035	脚本103, 130, 140
演奏	の作成 139
演奏会115	キャラクター 060, 092, 113, 125, 140
公に	教育の効果を高めるための利用(演出的利
公の伝達042	用)059
オープンキャンパス142	教科書054, 061, 065, 130
オープンソース217	教材184

教材の共有 051, 053	JRRC 131
教材の保有(生徒・学生による) 055	JAC 132
教職員会議047	JCOPY 133
共同著作物 017, 186	試験 → テスト
の二次利用187	事後学習054
許諾 → 利用許諾	辞書147
グラフ006	自炊代行106
クラブ活動 046, 087, 125	事前学習054
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス	実演091
(CC ライセンス)021, 217, 218	実力テスト 083
クリエイティブ産業 217	CD → 音楽
クリッピング131	私的複製(私的使用のための複製)
クレジット022	057, 102, 105, 117, 128
掲示板098	児童会活動/生徒会活動046
ゲスト講師043	支分権 089, 091
研究授業058	事務職員 043, 084
研究不正行為 193	氏名表示権 099, 218
研究倫理 013, 015, 193	社会的包摂223
権利管理団体 130	社会連携047
校歌137	写真 … 024, 063, 067, 113, 130~133, 175, 176
公開講座047	JASRAC 115, 137
公衆038	授業045
公衆送信 036, 076, 092, 094	授業参観058
口述	授業の過程 054~056
公正な慣行 174	授業の期間 055
校内放送 037, 136	授業の準備056
公表 031, 173, 181	授業目的公衆送信補償金制度
公民館029, 046	
娯楽目的 059, 070	授業目的公衆送信補償金等管理協会 →
+	SARTRAS (サートラス)
<u> </u>	主従関係168
サークル活動 047, 088, 103	出所明示義務 079, 148, 177
維誌	出典 079, 147, 174, 177
SARTRAS (サートラス)078	出版163, 165, 181, 213
サーバーへの保存 → LMS	出版権192
サブスクリプション 068, 071, 074	上映091
参考書	上演091
詩	紹介170

小説 009, 018, 138, 175	著作権教育 198, 210, 212, 220, 222, 224
肖像権111	の教材206, 210
情報モラル 200~202, 209	初等中等教育における―― 200
省略149, 180	著作権者の利益を不当に害する 06
職員会議128	著作権の譲渡 189, 190
職務著作 184, 214	著作者 183
書籍130	著作者人格権 081, 089, 099, 213
資料集062	著作物002
侵害コンテンツのダウンロード違法化	の保護期間 016
104, 108, 199, 200, 223	著作隣接権 026
新入生歓迎会 (新歓)101,104	Twitter 099
新聞記事 017, 064, 069, 131	通信教育 04
スクリーンショット112	定義 003, 196
スタッフ・ディベロップメント(SD)	定期テスト 08-
047	デジタル教科書・教材 065, 068
図表063, 175	テスト082
Zoom · · · · · · 094	オンライン――
正当な範囲内 175	データ 003, 195
生徒会活動	データベース 064, 068
戦時加算019	テレビ番組 → 番組
全部引用175	転載143, 183
全部利用	転載禁止 182
創作者主義の原則183	展示
創作性002	電子書籍 064, 071, 182
送信可能化 036, 093	伝達 09:
+-	同一性保持権 081, 100, 179
た	同一の構内 036
ダウンロード違法化 → 侵害コンテンツ	動画042,072,081,093
のダウンロード違法化	楽曲付き―― 119
短歌063	動画改変 100
ダンス033	動画配信 092, 093, 100, 112, 138
知財教育202	同好会128
知財創造教育203, 204	盗撮107, 111
地図007, 012, 024, 063	同時双方向型の遠隔授業 → オンライン
チャリティーコンサート114	授業
聴講生	同人誌
著作権 002, 212, 213, 215, 216	道徳 200, 209
の存続期間 016	盗用195

特別活動 046, 087	プロバイダ責任制限法124
図書館	文化祭
図書館での複写(コピー)104,109	分離困難112
ドリル	編集著作物
な	法教育 204, 223
	包摂性
二次創作 095, 208	法律020
二次的著作物	保護者会047
入学試験(入試)083, 145, 147	補償金 076, 078, 164
入試問題の作問148, 184	補助教材
人数 058, 065	ホームルーム活動 046, 088
捏造194	ボランティア活動 047, 114
は	本 → 書籍
	翻案
俳句 009, 063, 175	翻訳 020, 080, 146, 148, 180
配信サービス → サブスクリプション	ま
ハイパーリンク096	
博物館 029, 046	漫画060, 175
発行031	未成年 032, 122
パトロナージ	無断使用禁止 075
パトロナージ ····································	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166
パトロナージ	無断使用禁止 075
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166
パトロナージ	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057 表 004,011	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057 表 004,011 表現 014	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057 表 004,011 表現 014 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 047 部活動 (初等中等教育) 046,087,125	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057 表 004,011 表現 014 ファカルティ・ディベロップメント (FD)	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061 や やむをえないと認められる改変
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057 表 004,011 表現 014 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 047 部活動 (初等中等教育) 046,087,125	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061 や やむをえないと認められる改変 081, 140, 141, 149, 151, 179 YouTube 092, 100, 119 YouTuber (ユーチューバー) 218
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057 表 004,011 表現 014 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 047 部活動 (初等中等教育) 046,087,125 部活動 (大学) 047,087,103,125	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061 や やむをえないと認められる改変 081, 140, 141, 149, 151, 179 YouTube 092, 100, 119 YouTuber (ユーチューバー) 218 要約 150 予習 → 事前学習
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057 表 004,011 表現 014 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 047 部活動(初等中等教育) 046,087,125 部活動(大学) 047,087,103,125 復習 → 事後学習	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061 や やむをえないと認められる改変 081, 140, 141, 149, 151, 179 YouTube 092, 100, 119 YouTuber (ユーチューバー) 218 要約 150
パトロナージ 220 パブリックドメイン 016 番組 049,050,074 判例 020 非営利上演 114 BGM 024,070,136 美術館 029 必要と認められる限度 057 表 004,011 表現 014 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 047 部活動(初等中等教育) 046,087,125 部活動(大学) 047,087,103,125 復習 → 事後学習 複製 035,089,103	無断使用禁止 075 明瞭区別性 166 メールでの送信 038 模擬授業 142 模写 035 模倣 208 問題集 061 や やむをえないと認められる改変 081, 140, 141, 149, 151, 179 YouTube 092, 100, 119 YouTuber (ユーチューバー) 218 要約 150 予習 → 事前学習

履修証明プログラム048
リーチサイト
リッイート 097, 099
リッピング105
利用許諾118, 129, 155, 187, 191
理論
リンク096, 098
レポート
レンタルビデオ・DVD・BD · · · · · · 062

朗読094
録音033, 138
録画035, 117, 138
Пゴ008
論文 009, 014, 031, 064, 170, 172,
178, 185, 186, 189, 193, 195
論文指導054
ワークブック



教育現場と研究者のための著作権ガイド

Copyright Guide for Educators and Researchers

2021年3月25日 初版第1刷発行

編者 上野達 弘 発行者 江草 貞治 発行所 繁 有 斐 閣 郵便番号 101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17 電話(03) 3263-1314 〔編集) (03) 3265-6811 〔営業〕 http://www.yuhikaku.co.jp/

印刷・大日本法令印刷株式会社/製本・牧製本印刷株式会社 © 2021, T. Ueno. Printed in Japan 落丁・乱丁本はお取替えいたします。 ★定価はカバーに表示してあります。

曲はカバーに表示してあります。 ISBN 978-4-641-24344-6

□ TCOPY 本書の無断複写 (コピー) は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。 複写される場合は、そのつど事前に (一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088、FAX03-5244-5089、e-mail:info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。